

自動車税（種別割）の税率及び身体障害者等減免の上限額の引下げについて

香 川 県

令和元年10月1日から自動車税の名称が自動車税（種別割）に変わり、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車について、自動車税（種別割）の税率が引き下げられます。

県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方々が利用する自動車に係る自動車税を減免していますが、税率の引き下げに伴い、次のとおり身体障害者等減免の上限額についても引き下げられます。

なお、令和元年9月30日以前に購入したものについては、同年10月1日以降も従前の税率が適用され、身体障害者等減免の上限額に変更はありません。

1 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率

総排気量	現行	引下げ後（引下げ額）
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円（▲4,500円）
1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円（▲4,000円）
1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500円	36,000円（▲3,500円）
2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円（▲1,500円）
2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000円	50,000円（▲1,000円）
3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円（▲1,000円）
3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500円	65,500円（▲1,000円）
4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円（▲1,000円）
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000円	87,000円（▲1,000円）
6.0ℓ超	111,000円	110,000円（▲1,000円）



2 身体障害者等減免の見直し内容

本来の税額と次のいずれか少ない額を減免します。減免額を超える税額分は納税が必要です。

自動車税 （種別割）	初回新規登録が令和元年10月1日以降	減免の上限額（年額） 43,500円
	初回新規登録が令和元年9月30日以前	減免の上限額（年額） 45,000円 ○自動車税のグリーン化に伴い重課されている自動車については、次のとおり読み替えます。 ・乗用車、キャンピング車又は三輪小型自動車の税率が適用されている自動車 51,700円 ・上記以外の自動車 49,500円

※自動車税（種別割）については、納税通知書（納期限：5月末日（土日、祝日の場合は翌日））を5月上旬に送付することとしており、減免してもなお税額が残る場合は、その額の納付書を同封します。減免の申請は、納期限前5日までに行ってください。

3 問い合わせ先

- 香川県総務部税務課
〒760-8570 高松市番町4-1-10 ☎087-832-3067
- 香川県県税事務所自動車税課（松島町）
〒760-0068 高松市松島町1-17-28 ☎087-806-0314
- 香川県県税事務所自動車税課（鬼無町）（※自動車登録時の減免に関すること）
〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10 ☎087-881-3858